委託契約における特命随意契約の結果について
（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
1	北須磨支所連絡用 昇降機運行管理業務	須磨区北須磨支所市民課 神戸市須磨区中落合2-2-6／TEL：078-793-1212	2026.4.1	(株)こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6丁目9番1	2,658,403	左記業者は須磨パティオを管理・運営しており、当該エレベーターについても須磨パティオの付帯施設として一体的な管理が行われることで、日々の運行及び警備・清掃・点検業務をそれぞれ個別に委託するより効率的な事務遂行が可能となる。また、緊急時の迅速な対応も期待でき、これらを総合的に遂行できるのは当該事業者のみである。 （地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に該当）